

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.214(改訂版4)

(2022.03.07)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「熊本県南豪雨義援金」(熊本県共募)の募集について

1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨は、熊本県南部に多くの被害をもたらし、県内16市町村(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)に、さらに7月6日には10市町(荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町)に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会(以下「本会」という)では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

熊本県南豪雨義援金(クマモトケンナンゴウウギエンキン)

3 募集期間

令和2年7月8日(水)から令和4年9月30日(金)まで

4 義援金の受け入れについて

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00970-9-196424	<small>クマモトケンナン</small> 熊本県共同募金会 熊本県南豪雨義援金
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
<small>ヒゴ</small> 肥後銀行 <small>スイドウチョウ</small> 水道町支店	(普)2751065	熊本県南豪雨義援金 (福)熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。 ・全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
クマモト 熊本銀行 本店営業部	(普)3184606	熊本県南豪雨義援金 (福)熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

* 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

6 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8 その他

(1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和2年7月8日から施行します。

8月3日改正(改正)。11月17日改正(第3版)

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL)096-354-3993

(FAX)096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「熊本県南豪雨義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「熊本県南豪雨義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。